

産業廃棄物処理計画書

令和4年 6月 27日

滋賀県知事

三日月 大造 殿

提出者

住 所 滋賀県彦根市楡町370番地

氏 名 昭和アルミニウム缶株式会社 彦根工場

工場長 稲見 健一

電話番号 0749-25-1501

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

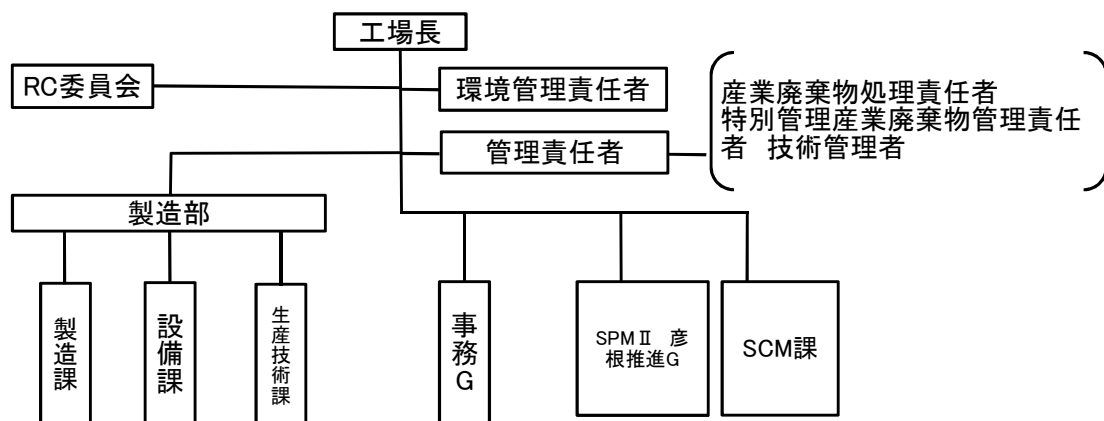
事業場の名称	昭和アルミニウム缶株式会社 彦根工場
事業場の所在地	滋賀県彦根市楡町370番地
計画期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	金属製品製造業																														
② 事業の規模	製品出荷額：76億85百万円（令和3年度実績）																														
③ 従業員数	118名（令和4年5月末現在）																														
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	<table border="1"> <tr> <td>・廃プラスチック類</td> <td>→焼却→燃え殻→管理型埋め立て処分</td> </tr> <tr> <td>・廃プラスチック類</td> <td>→圧縮固化→燃料</td> </tr> <tr> <td>・木屑</td> <td>→破碎→廃プラスチック類→安定型埋め立て処分、プラスチック原料</td> </tr> <tr> <td>・ガラス、金属屑</td> <td>→破碎→チップ→製紙原料、燃料</td> </tr> <tr> <td>（廃蛍光管）</td> <td>→破碎→水銀回収再利用、硝子屑は安定型埋め立て処分</td> </tr> <tr> <td>・ガラス・陶磁器屑</td> <td>→破碎→ガラス、陶磁器屑→安定型埋め立て処分</td> </tr> <tr> <td>・廃フラ、金属屑</td> <td>→破碎→鉄屑は鉄鋼原料、廃フラは安定型埋め立て処分</td> </tr> <tr> <td>・汚泥</td> <td>→脱水/混合/焼却/セメント原料</td> </tr> <tr> <td>・廃油</td> <td>→焼却→燃え殻→セメント原料</td> </tr> <tr> <td>・廃フラ混合物</td> <td>→圧縮→管理型埋め立て処分</td> </tr> <tr> <td>・廃油 →油水分離施設</td> <td>→廃油→混合/油水分離/混合エマルジョン→廃油→燃料</td> </tr> <tr> <td>・汚泥 →脱水施設</td> <td>→脱水汚泥 → 混練→セメント原料</td> </tr> <tr> <td></td> <td>→ 焼却/混合→セメント原料</td> </tr> <tr> <td></td> <td>→ 造粒固化→コンクリート製品、セメント原料</td> </tr> <tr> <td colspan="2">----- 委託処理の範囲</td> </tr> </table>	・廃プラスチック類	→焼却→燃え殻→管理型埋め立て処分	・廃プラスチック類	→圧縮固化→燃料	・木屑	→破碎→廃プラスチック類→安定型埋め立て処分、プラスチック原料	・ガラス、金属屑	→破碎→チップ→製紙原料、燃料	（廃蛍光管）	→破碎→水銀回収再利用、硝子屑は安定型埋め立て処分	・ガラス・陶磁器屑	→破碎→ガラス、陶磁器屑→安定型埋め立て処分	・廃フラ、金属屑	→破碎→鉄屑は鉄鋼原料、廃フラは安定型埋め立て処分	・汚泥	→脱水/混合/焼却/セメント原料	・廃油	→焼却→燃え殻→セメント原料	・廃フラ混合物	→圧縮→管理型埋め立て処分	・廃油 →油水分離施設	→廃油→混合/油水分離/混合エマルジョン→廃油→燃料	・汚泥 →脱水施設	→脱水汚泥 → 混練→セメント原料		→ 焼却/混合→セメント原料		→ 造粒固化→コンクリート製品、セメント原料	----- 委託処理の範囲	
・廃プラスチック類	→焼却→燃え殻→管理型埋め立て処分																														
・廃プラスチック類	→圧縮固化→燃料																														
・木屑	→破碎→廃プラスチック類→安定型埋め立て処分、プラスチック原料																														
・ガラス、金属屑	→破碎→チップ→製紙原料、燃料																														
（廃蛍光管）	→破碎→水銀回収再利用、硝子屑は安定型埋め立て処分																														
・ガラス・陶磁器屑	→破碎→ガラス、陶磁器屑→安定型埋め立て処分																														
・廃フラ、金属屑	→破碎→鉄屑は鉄鋼原料、廃フラは安定型埋め立て処分																														
・汚泥	→脱水/混合/焼却/セメント原料																														
・廃油	→焼却→燃え殻→セメント原料																														
・廃フラ混合物	→圧縮→管理型埋め立て処分																														
・廃油 →油水分離施設	→廃油→混合/油水分離/混合エマルジョン→廃油→燃料																														
・汚泥 →脱水施設	→脱水汚泥 → 混練→セメント原料																														
	→ 焼却/混合→セメント原料																														
	→ 造粒固化→コンクリート製品、セメント原料																														
----- 委託処理の範囲																															

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和3年度）実績】							
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃プラ	木屑	廃プラ/金属屑	混合物/他	合計
	排出量	1,890t	1,179t	50.8t	75.9t	13.2t	0.1t	3,209t
	(これまでに実施した取組) (1) 廃水処理設備の処理能力増強により、使用薬品量を削減して発生量を削減。 (2) ケント使用量削減による廃油発生量の抑制。 (3) 副資材(ウエス等)の使用量削減。 (4) 副資材(パレット、天板、合紙)の再利用化、再資源化(99%~100%)を維持し、廃棄物発生量を抑制する。 (5) 蛍光灯、水銀灯のLED化(寿命延命)による発生量の抑制。							
②計画	【目標】							
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃プラ	木屑	廃プラ/金属屑	混合物/他	合計
	排出量	1,870t	1,166t	50t	75t	13t	0.3t	3,174.3t
	(今後実施する予定の取組) (1) 生産設備のさらなる効率化により、原材料や水使用量の低減により、発生量を抑制する。 (2) 蛍光灯、水銀灯のLED化(寿命延命)による発生量の抑制							

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) (1) 木屑(木製パレット、木製スキット)の再資源化利用 (2) 合成繊維製品(ウエス、軍手)の再使用
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) (1) 再生可能な廃プラスチックの分別と再資源化

## 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和3年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃油	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	
	(これまでに実施した取組) —		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃油	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	
	(今後実施する予定の取組) 処理工程改善による改質。		

## 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和3年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油 (廃油と廃液の混合物)
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	1,359 t	1,010 t
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油 (廃油と廃液の混合物)
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	1,345 t	999 t
(今後実施する予定の取組) (1) 脱水機設備の改善による脱水汚泥の含水率低下			

## (第4面)

## 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和3年度）実績】							
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃プラ	木屑	廃プラ/金属屑	混合物/他	合計
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t
(これまでに実施した取組) —								
②計画	【目標】							
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃プラ	木屑	廃プラ/金属屑	混合物/他	合計
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t
(今後実施する予定の取組) 現状を継続維持する。								

## 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和3年度）実績】							
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃プラ	木屑	廃プラ/金属屑	混合物/他	合計
	全処理委託量	530.6t	169.3t	50.8t	75.8t	13.2t	0.1t	839.8t
	優良認定処理業者への処理委託量	272.5t	18.3t	9.6t	0t	0t	0.1t	300.5t
	再生利用業者への処理委託量	530.6t	169.3t	14.5t	75.8t	0t	0.1t	790.3t
	認定熱回収業者への処理委託量	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0t	1.1t	0t	0t	0t	0t	1.1t	
(これまでに実施した取組) (1) 木屑の再生利用業者への委託 (2) 蛍光灯、水銀灯のLED化(寿命延命)による発生量の抑制								

		【目標】						
		産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃プラ	木屑	廃プラ /金属屑	混合物/ 他
②計画	全処理委託量	525t	167t	50t	75t	13t	0.3t	830.3t
	優良認定処理業者への 処理委託量	263t	18t	9.6t	0t	0t	0.3t	290.9t
	再生利用業者への 処理委託量	525t	167t	15t	75t	0t	0.3t	782.3t
	認定熱回収業者への 処理委託量	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0t	1t	0t	0t	0t	0t	1t
	(今後実施する予定の取組) (1) 蛍光灯、水銀灯のLED化(寿命延命)による発生量の抑制 (2) 廃プラスチック類(使用済みプラスチックパレット)の再原料化							
※事務処理欄								

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。